

第12回 農業委員会総会議事録

平成30年6月22日開会

中標津町農業委員会

平成30年6月22日、第12回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
5番	田	中	世
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

附議した案件

- (イ) 議案第 6 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第 6 5 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ハ) 議案第 6 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 6 7 号 現況証明願いについて
- (ホ) 議案第 6 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて
- (ヘ) 議案第 6 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ト) 議案第 7 0 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (チ) 報告第 3 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
- (リ) 報告第 3 8 号 農地法第 5 条許可書の交付について
- (ヌ) 報告第 3 9 号 農政委員会開催報告について
- (ル) 報告第 4 0 号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局長	吉川裕二
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第12回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
12番、赤波江信二 委員。
13番、國光 達男 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 5月25日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。
はじめに、5月29日北海道農業会議主催により、北海道選出国會議員要請集

会及び全国農業会議所主催によります平成30年度全国農業委員会会長大会が東京都内で開催され、会長と事務局長が出席しました。千代田区の星陵会館で開催された北海道選出国會議員要請集会では、全道から農業委員会関係者193名が参加し平成31年度農業政策・予算に関する要望を出席した国會議員及び議員秘書に対し与野党別に行ってまいりました。その後、文京区の文京シビックホールに会場を移し開催された平成30年度全国農業委員会会長大会では全国から関係者約1800人が結集し、農地利用の最適化の取組みを強化するための政策提案など4つの議案が承認され、大会終了後さらに参議院議員会館へ移動し、全国農業会議所代表要請として、日本共産党の代議士2名に対し大会での決議事項の要請行動を行ってまいりました。

つぎに、6月1日中標津町交流センターにおきまして計根別農協通常総会が、また、6月6日ウエディングプラザ寿宴におきまして、中標津町農協の通常総会が開催され、会長が出席しております。

つぎに6月11日役場302号会議室におきまして、中標津町農業者年金協議会代議員総会を開催し、昨年度の事業実績及び収支決算について報告し、平成30年度の事業計画案と収支予算案について承認されました。

最後に、中標津町議会定例会が6月18日から22日の日程で開催され、18日と22日に会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、報告第37号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長
- 農地係長 報告第37号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の48ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、釧路市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積49,943㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年8月1日から平成30年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成30年5月21日。6、解約の理由、合意解約。
この案件につきましては、議案第69号(9)に関連するもので、賃貸借していた農地について、近隣農地所有適格法人へ賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。
- 議 長 以上で報告を終わります。
日程4、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。
- 竹村委員 上程になりました議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1) について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 42,056 m²ほか7筆、利用目的、畑。畑 120,907 m²、採草放牧地 22,666 m²、合計 143,573 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、所有権の移転。5、価格。7,200,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては5ページのとおりとなっております。この案件につきましては、賃貸借していた農地について当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し出があったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第65号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第65号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1) についてご説明申し上げます。議案の7ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇 代表理事会長 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 2,400 m²ほか1筆。合計畑 2,815 m²。3、許可を受けようとする事由。生乳検査施設建設のため。4、転用期間。平成30年3月20日から永久転用。5、変更理由、建築資材の納期遅延及び廃液タンク的设计変更に伴う建築面積増加のため。6、変更後の事業計画、

工事期間、平成30年3月20日～平成30年11月30日。建築面積、980.1㎡。
この案件につきましては、平成30年2月22日開催の第8回中標津町農業委員会
総会議案第36号(1)で審議された後承認され、平成30年4月26日開催の第
10回中標津町農業委員会総会報告第29号(1)で許可の報告をしたものですが、
資材納期の遅延及び廃液タンク的设计変更に伴う建築面積の増加などにより工事期
間と建築面積を変更するものです。変更後の転用事業が、その事業計画に従って実
施されることが確実であり、変更後の転用事業により周辺農業に及ぼす影響が、変
更前の転用事業より大きくなるものではないことから問題ないものと判断しました。
以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致し
ます。なお、本案件につきましては、(1)と(2)の二回に分けて審議を致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 上程になりました、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(1)について説明いたします。9ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面
積、30,990㎡の内17,746㎡。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。
4、転用の期間、平成30年7月26日から平成31年7月25日まで。5、権利の種
類、賃貸借権。6、採取量、砂利9,208㎡。7、最大切深4.55m。
8、見取図につきましては10ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、申請地において新規の砂利採取事業を行なおうとするも
ので、当該農地分に係る申請面積は17,746㎡となっております。
平成30年4月18日に農地委員会及び第4地区推進班で現地調査を行い、建設工
事に必要な資源採取のための一時転用であり、埋め戻し用の資材の確保もされてい
ることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断い
たしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。
…………… (〇〇委員退席後) ……………
(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第66号(2)について説明いたします。
11ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、61,079㎡の内19,273㎡。3、許可を受けようとする事由、砂採取のため。4、転用の期間、平成30年7月26日から平成31年7月25日まで。5、権利の種類、賃貸借権。6、採取量、砂19,593㎡。7、最大切深8.00m。
8、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、砂採取のため申請があったもので、平成23年より継続して着手しているところです。申請地については、平成29年の継続地で今回の申請面積は19,729㎡となっております。
平成30年6月15日に第5地区推進班で現地確認を行い、資源採取のための一時転用であり、採取後においては高低差やうねりを解消し、一体的な土地利用が可能になるものと判断し、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。
…………… (〇〇委員着席後) ……………
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。
日程 7、議案第 6 7 号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました、議案第 6 7 号「現況証明願いについて」(1) について説明致します。14 ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 303 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は 15 ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。
平成 30 年 6 月 1 日、第 2 地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) (3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 議案第 6 6 号 (2) (3) について説明致します。
16 ページをお開きください。
(2) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 3,577 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 99 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、農業用施設用地及び宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は 17 ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が農業用施設用地及び宅地となっていた土地について地目変更するものです。平成 29 年 9 月 14 日、第 4 地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。18 ページをお開きください。
(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 2,227 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は19ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が畑で現況が農業用施設用地となっていた土地について地目変更するものです。

平成29年10月11日、第4地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第68号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて(1)について、ご説明申し上げます。議案の21ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積72,634 m²ほか3筆、合計畑185,094 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格12,014,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金12,000,000円、自己資金14,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

この案件につきましては、議案第69号(6)に関連するもので、平成30年1月23日開催の第7回中標津町農業委員会総会議案第34号(14)で審議されたのち承認され、平成30年1月24日付け中標津町告示第2号により公告したのですが、所有権移転登記前に当事者同士の合意により分筆登記を行い面積が変更され

てしまったことから、集積計画どおりの手続きが行なえなくなったため、再度集積計画を作成するために取り消すものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程9、議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
なお、本案件につきましては、(1)から(5)と、(6)から(9)の2回に分けて審議を致します。ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

……………(〇〇委員退席後)……………

(1)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(5)について説明いたします。
23ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積46,623㎡ほか1筆、合計畑56,471㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格4,234,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金4,200,000円、自己資金34,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は24ページのとおりです。
この案件につきましては、賃貸借していた所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。25ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 36,862 m²ほか2筆、合計畑 74,184 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年7月1日から平成35年6月30日まで。6、価格、年332,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は26ページのとおりです。

なお、(3)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。27ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積 3,352 m²ほか3筆、合計畑 35,360 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年7月1日から平成35年6月30日まで。6、価格、年88,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は28ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。29ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 34,573 m²ほか5筆、合計畑 160,764 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年7月1日から平成35年6月30日まで。6、価格、年692,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は30ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。31ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積 73,908 の内 18,000 m²。

利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年7月1日から平成31年6月30日まで。6、価格、年72,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は32ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
……………(〇〇委員着席後)……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。
(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第69号(6)について説明いたします。33ページをお開きください。
(6)1、当事者の住所、氏名、年令。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積72,634㎡ほか3筆、合計畑184,916㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格12,014,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金12,000,000円、自己資金14,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は34ページのとおりです。
この案件につきましては所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強

化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第69号(7)から(9)について説明いたします。35ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、釧路市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積37,943㎡ほか2筆、合計畑46,521㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月25日から平成31年5月31日まで。6、価格、年44,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は36ページのとおりです。

なお、(8)(9)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。37ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積41,369㎡の内33,680㎡ほか6筆、合計畑167,971㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月25日から平成35年5月31日まで。6、価格、年479,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は39ページのとおりです。40ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,943㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約

の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年6月25日から平成31年5月31日まで。6、価格、年49,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は41ページのとおりです。この3件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第69号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程10、議案第70号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。
ここで、本案件につきましては私ごとに関する事項が含まれておりますので、規定により、議長は笠原会長代理にお願い致します。
……………(本田会長降壇、議席へ)……………
……………(笠原代理登壇)……………
会長に代わり、議事を進行致します。
ここで、会議規則第16条の規定により、18番本田委員の退席をお願い致します。
……………(本田会長退席後)……………
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第70号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。43ページをお開きください。
平成29年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇。44ページをお開きください。
平成30年度分といたしまして、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇。以上12件の提出がありました。平成30年5月28日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
…………… (本田会長、議席へ着席) ……………
本田委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。
ここで議長を交代し、今後の議事は本田会長にお願い致します。
…………… (笠原代理降壇、議席へ) ……………
…………… (本田会長登壇) ……………
日程 1 1、報告第 3 8 号「農地法第 5 条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 3 8 号「農地法第 5 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第 5 条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
5 0 ページをお開きください。
許可日、平成 3 0 年 5 月 1 8 日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿牧場、採草放牧地、面積 18,916 の内 8,884
㎡。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積 5,010 の内 3,317 ㎡。
利用目的、牧草畑。3、許可期間は平成 3 0 年 5 月 1 8 日から平成 3 1 年 5 月 1 7
日となっております。以上、報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。
日程 1 2、報告第 3 9 号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 氏家委員長

氏家委員長 平成 3 0 年 5 月 2 5 日役場 3 ・ 4 号委員会室において、農政委員会を開催し審議を
行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 2 3 条の規定によりその結果を報告し
ます。
◎審議内容。
1、平成 3 1 年度農林関係税制改正に関する要望事項の提出について。

現在、北海道農業会議で取りまとめている税制改正要望の内容について協議し、次のとおり結論を得ております。

○協議結果。

以下について、昨年度に引き続き要望していくことで確認いたしました。

- (1) 生前一括贈与により納税猶予された贈与税に関する特定貸付が、後継者への経営移譲の場合でも適用される制度の改正。
- (2) 生前一括贈与により納税猶予された贈与税の経過年数による免除制度の創設。
- (3) 離農時あっせん等により所有権を移転した場合の譲渡所得特別控除の増額、又は長期賃貸借後における所有権移転の場合の譲渡所得特別控除額の減額等、売買時期により控除額に差が生じること。
- (4) 新規就農者に対する所得税・不動産取得税・固定資産税の税率の引き下げを図ること。
- (5) 農業の用に供する機械の動力源用の機械に係る軽油に対する軽油取引税の課税免除。
- (6) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減措置。
- (7) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画に基づき農業振興地域農用地区域内にある農地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置。

以上、農政委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農政委員会の報告を終わります。

日程13、報告第40号「農業経営改善計画及び青年等就農計画認定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第40号「農業経営改善計画及び青年等就農計画認定について」事務局よりご説明致します。議案の54ページをお開きください。

今回につきましては、平成26年2月20日～平成30年6月12日付けで、認定のあった12件について記載しております。

再認定は4件、変更は2件、新規認定は4件、青年等就農計画は2件、以上報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

以上で本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。

これを持ちまして、第12回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時14分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月22日

会 長 本 田 信 幸

1 2 番 赤 波 江 信 二

1 3 番 國 光 達 男